

岩手県告示第505号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

令和元年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸小友農地海岸小友地区海岸
- 2 指定区域 次の点1から点29までの各点を順次に直線で結んだ線及び点29と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域
 - 点1 北緯38度59分36秒8540、東経141度40分55秒3842
 - 点2 北緯38度59分37秒0232、東経141度40分55秒6121
 - 点3 北緯38度59分37秒2357、東経141度40分56秒5473
 - 点4 北緯38度59分37秒5257、東経141度40分56秒8588
 - 点5 北緯38度59分48秒3304、東経141度41分02秒0204
 - 点6 北緯38度59分48秒8910、東経141度41分01秒3105
 - 点7 北緯38度59分48秒9864、東経141度41分01秒3643
 - 点8 北緯38度59分49秒0457、東経141度41分01秒1147
 - 点9 北緯38度59分49秒7440、東経141度41分00秒2305
 - 点10 北緯38度59分50秒6457、東経141度40分59秒1398
 - 点11 北緯38度59分51秒1288、東経141度40分58秒7089
 - 点12 北緯38度59分51秒9827、東経141度40分57秒0381
 - 点13 北緯38度59分53秒5510、東経141度40分54秒0390
 - 点14 北緯38度59分53秒5618、東経141度40分54秒0476
 - 点15 北緯38度59分53秒7367、東経141度40分53秒6992
 - 点16 北緯38度59分53秒3123、東経141度40分53秒1701
 - 点17 北緯38度59分52秒1725、東経141度40分54秒5744
 - 点18 北緯38度59分51秒7205、東経141度40分55秒1704
 - 点19 北緯38度59分50秒9495、東経141度40分55秒1425
 - 点20 北緯38度59分50秒4688、東経141度40分55秒3571
 - 点21 北緯38度59分49秒7790、東経141度40分56秒2293
 - 点22 北緯38度59分49秒3142、東経141度40分56秒8170
 - 点23 北緯38度59分48秒7825、東経141度40分57秒6032
 - 点24 北緯38度59分48秒2975、東経141度40分58秒4469
 - 点25 北緯38度59分47秒8193、東経141度40分59秒0353
 - 点26 北緯38度59分37秒6788、東経141度40分54秒1912
 - 点27 北緯38度59分37秒1818、東経141度40分55秒0669
 - 点28 北緯38度59分37秒0054、東経141度40分55秒0714
 - 点29 北緯38度59分36秒8653、東経141度40分55秒3279

備考 関係図面は、岩手県農林水産部農村建設課及び沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センターに備えて縦覧に供する。